

令和6年度第3回大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会

日 時 令和6年10月1日（火）午後3時00分～午後5時25分

場 所 大阪市役所本庁舎P1階 会議室

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局及び市側出席者 : 別紙のとおり

傍聴者 : 0名

○司会（大塚課長代理）

ただいまから、令和6年度第3回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催します。

本日はお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年子育て支援部こども家庭課長代理の大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様方をご紹介します。お手元の資料2の名簿をご参照ください。名簿順にお名前をお呼びいたしますので、着席したまま一言お願いいたします。

まず部会長の前橋信和委員でございます。

○前橋委員

前橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして伊藤嘉余子委員でございます。

○伊藤委員

伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、福田公教委員でございます。

○福田委員

福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、西村英一郎委員でございます。

○西村委員

西村です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、岡本佳久委員でございます。

○岡本委員

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、黒井智美委員でございます。

○黒井委員

黒井です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、梅原啓次委員でございます。

○梅原委員

梅原です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、土海佐和委員でございますが、本日は欠席でございます。

続きまして、二井夢香委員でございます。

○二井委員

二井です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

過半数の委員がご出席をいただいておりますので、本部会が成立することおよび決定し

ました議事につきましても有効であることをご報告いたします。

続きまして、本市の出席者でございますが、本市関係者名簿と配席図をご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、令和6年度第3回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会と書かれた1枚目の資料、式次第がございます。次第に資料一覧を記載しておりますが、時間の関係上、読み上げての説明は省略させていただきますので、資料が不足する場合は挙手をいただきますようお願いいたします。なお、委員の皆様は既にお送りしました資料のうち、資料3、資料5、資料6に一部修正がありましたので本日修正版をお配りしております。修正箇所については、事前のメールにてお知らせをしておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。また、机上配付しております第8章「里親等への委託の推進に向けた取組」の修正箇所を抜粋と右肩に記載した資料ですが、議題「その他」の「(1) 里親等委託率の設定について（案）」のところでご説明させていただきます。また、議題1の(1)第2章の「こどもの権利擁護の取組」の箇所で、こどもの権利ノートについての説明がありますが、今年度にごどもへ配布したこどもの権利ノートを綴ったリングファイルを回覧いたします。机上に配付しておりますのがリングファイルの中身になります。また、説明のときにご覧いただければと思います。回覧させていただくリングファイルですが、こういうものになっております。二井委員の横に置いてありますので、回覧の方していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、当部会の公開についてご説明いたします。資料1をご覧ください。本部会は運営規程5.会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置および運営に関する指針に基づき、委員各位からのご発言内容等につきましては、会議録としてホームページ上に掲載させていただきます。委員の皆様にはご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日傍聴については、傍聴者の方はございません。

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。お手元に第1回の部会でお示しました。スケジュール資料を参考配付しております。今回は、②③④⑩⑫の項目について、その後「里親等委託率の設定について（案）」「こどものアンケート調査結果について」の順で事務局から説明させていただき、議事ごとにそれぞれの皆様方から質疑をお願いしたいと思います。

次に、資料の構成についてご説明します。次第の資料一覧をご覧ください。議題の各章ごとに説明資料と計画案がございます。「第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組」では、資料4が計画案、資料3が計画案の内容をまとめた説明資料になりますが、時

間の関係上、資料3の説明資料でご説明をさせていただきます。また、資料15「令和5年度大阪市社会的養育推進計画進捗状況」については前回と同じ資料になります。こちらも時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

本日の終了時刻は17時頃を予定しております。

それでは、前橋部会長よろしく願いいたします。

○部会長（前橋委員）

それでは皆さんあらためまして、どうぞよろしくお願いします。本日もですね、資料を見ただけでもわかりますように、非常にボリュームが多い回になっております。スムーズにすすめていきたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは議事を進めてまいります。議題1「第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組」について。この議題について事務局から説明をお願いいたします。

【議事1】

○事務局（久山課長）

失礼いたします。こども家庭課長の久山です。よろしくお願いします。

～資料3に沿って説明～

私からの説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。資料3を中心に説明をしてもらいました。各委員の先生方、質問あるいはご意見はございますでしょうか。

はいどうぞ。

○伊藤委員

今、回覧してもらっている「こどもの権利ノート」を見せてもらって2つ質問です。1つは単純な誤字で、「おとなになってゆくあなたへ～資料編～」の5ページのボートレースの投票券の「券」がチケットの券じゃなくて、権利の「権」になっています。今ネットでも一応調べたんですけど、誤植かなと思います。もう1つは、今回内容を刷新されて、「困ったときの問い合わせ先一覧」が電話番号とハガキだけなんですけど、例えば、もう皆さんスマホお持ちだと思うので、QRコードだったりLINEだったり、何かメールアドレスみたいな連絡先も入れるといいかなと思ったんですけど。

○事務局（久山課長）

メールアドレスで、メールでご相談もできるということで、「困っていることを伝えたいことがあるとき」という紙があるんですけども、その裏面にメールアドレスをのせてメールでも相談できるようにしております。もうちょっと目立つようにしないといけないと思っております。

○伊藤委員

こっちにはない？

○事務局（久山課長）

すみません、メールでも相談できるように体制としては作りましたが、本日はお配りできておらず申し訳ありません。ハガキだけではなかなかアクセスしにくいということで、メールでもということは十分必要なと感じております。まだ、メールでの相談というのは実際には出てきていませんが、もう少しお知らせをしっかりとわかるようにしていきたいと思えます。

○伊藤委員

はい、ありがとうございます。

あと同じくちょっと別の自治体のこの委員会の関係で、今、施設とか里親家庭で暮らしている子どもたちにインタビューをさせてもらいに行き、そのときに「権利ノートを持っていますか？」とか「どうですか？」みたいな「読んでみてどうですか？」っていうのをずっと聞いて回ったんです。そのときに結構印象的だったのが、「無くした」とか、「施設にある」とか言う人たちがいて。けどもう入所して結構何年も経ってるんですけども。児相のケースワーカーさんが来たときに、もう1回もらえたらいいなというのはちょっと思っ。なので、センターのワーカーさんが多分子どもに会いに行きますよね。そのとき、新しい権利ノートを一応持って行って、「持ってる？」とか確認して、もし、「無くした」とか「捨てちゃった」とか、「ハガキを使っちゃった」ということだったら、新しいのを渡していけたらいいのかなっていうのは思います。もう既にやられてるかもしれないけども。あと、児童養護施設とか里親家庭のこどもと比べて、児童自立支援施設とか児童心理治療施設のこどもがこの権利ノートとかを読んだ場合に、自分に当てはまらないと思う箇所が結構あるっていう話も出てました。実際のインタビューの時とかアンケートで出てきて、何ができるよって書いてあるけど、できないんじゃないか？みたいな感じで。多分ここに書かれてる内容と、自分たちが実際に施設で送ってる生活に乖離があると、やっぱり内容が自分事にならないので、権利ノートを大事にしないというか。すごくこう、自分のことじゃ無いな、自分には権利が無いなっていう感じになったりするので、何かその辺り多分、施設とも連携しながら、多分児相のワーカーだけがこどもと権利ノー

トを使って話をするんじゃないくて、実際に生活している施設の職員さんも権利ノートの内容を勉強していただくというか。こう書いてあるからこういう生活しないといけないよねとか、というようなことも何か取り組みとしては必要なのかなと思ったりしました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

特に児童自立支援施設なんかは、児童自立支援施設用に作っているところもあったように思うんですけども。

今のご意見等について、事務局の方から何かお気づきの点とかありますでしょうか。

○事務局（青木課長）

こども相談センターの青木です。児童自立支援施設に関して。

まだ今、こどもたちに配っているのは理念編で、これから現実の生活面での権利について、これから配っていく作業中です。その理念編の中に、中2以上に「これからおとなになっていくあなたへ」で進路についていろいろ書かれていて。割と中身的には施設から自立していくこども向けで、それで児童自立に行ってる子は、中学を卒業して家に帰る子が多い中で、この内容はどうなんだろうっていうことは議論したんですが、やはり将来に向けての目標を持ちながら生活してもらうという、とても大事な話ですし、児童自立で家に帰ることが既定路線になってるんだけど、家に帰るとやっぱり進学はできないんじゃないかと思う子もいるでしょうからということで、理念としてやっぱり同じ内容を伝えようという議論になっています。今後、生活の制限がネックである児童自立の子に、その生活面の権利が載っている部分の配付方法あるいは伝え方、先生との連携についてはこれから議論をしていくことです。

ご意見ありがとうございました。

○部会長（前橋委員）

それとですね、もう1つ結局、無くしたとか、どこ行ったかわからへんとか、あるいはハガキ、リピーターさんなんかすぐ無くなってしまう。その辺の補充等についてはいかがでしょうか

○事務局（中山係長）

こども家庭課の中山と申します。

ファイルに関しましては、もし紛失された場合は施設を通じたり、こども相談センターのケースワーカーさんの方にお伝えいただければ、またこどもさんにお会いしに行っていたときに、新しいものを届けていただくということで考えています。年に1回意見聴取等措置へも行かれると思いますので、その際にでも新しい権利ノートを持って行っていただけたらと考えております。また、ハガキに関しましては使用済みのものはもちろん使えませんので、ハガキが当事務局に、こども家庭課の事務局に届きましたら、事務局のものがこどもさんにまず会いに行くということをさせていただいておりまして、会いに行った際に、新しいハガキを手渡しで差し上げるというかたちにしておりますので、そこで補充ができるというかたちにしております。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか？

○福田委員

すみません権利ノートの関係で説明ありました「おとなになっていくあなたへ」の別冊があって、これすごくいい取り組みだなと思いました。というのは、多くのこの手の計画で、「権利ノート配布してますよ」「説明してますよ。以上。」みたいなところが多くて。多分こどもの話を聞くと、権利ノートがどこいったかわからないみたいなことがあると思うんです。なので、多分こどもの権利ノートがあることを前提に、どう使っていくのかな。多分そこを今後考えていくことが必要だ。みたいなことを言いたいなと思って来たら、もうこれ使えるなっていうのがあったので、ぜひこういった形で、あらゆるですね、こどもたちの状況に合わせた、こどもたちの生活の状況に合わせた中で、こどもの権利ノートを確認して、こどもと一緒に使っていくような権利ノートに今後なるように、「おとなになっていくあなたへ」の別冊のような形でですね、いろんなこどもの年齢とか発達に合わせたかたちで、この手のものが作っていかれると、多分どこに行ったかわかんないなことが無くなっていくし、より実質的にこどもの権利を保障していく取組が進んでいくんだろうなと思いましたので。きっとこれから作っていくんですね？それに期待したいなと思いました。

以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

○西村委員

無くなってしまう話。ペーパーとかこういう冊子とか、いっぱい色々もらうんですけ

ど。きっと、そんなにほっていると、積もり積もって消え去ってしまい。という話に多分
なりがちなので、もしあれやったらファイルみたいなものをつけるといいと思います。

○事務局（久山課長）

このファイルを渡します。（現物を見せる）

○西村委員

なるほど、ならいいです。

あとそれと、ここの今回説明のあった場所のところで思いついたりすることを言いたい
のですが。まず、資料3の直近の取り組みの2つ目のポツで、意見を聞く体制というんで
すかね。こどもからの意見表明の申し立てがあったら、この「こどもの権利擁護部会」で
調査審議を行い、必要に応じて関係機関に意見具申するという流れになってると思うん
ですけど。まずこの意見表明の申し立てが、普通書面かなとは思いますが、口頭による申
し立てもありなのかどうかという点。それと、調査審議を行ってもらって必要により意見
具申はいいんですけど、この調査審議の結果は、こどもにフィードバックされるのかど
うか。フィードバックされるとして、それは書面によってフィードバックされるのか。書面
だけでなく、ペーパーは一応あるんだけど、説明しに来てくれるかどうか。あと
この手続きについて全然納得できないといったときに、不服申し立ての手続きはあるのか
無いのか。というところがちょっとわからなかったです。

3つ目のポツは、意見表明支援員のところで、NPOかなとは思いますが弁護士も含
まれてるのかなというのが質問です。

5つ目のポツで、事案分析アドバイザーによる意見聴取は、事案分析アドバイザーさん
の人は、誰から意見聴取してどう反映するのかちょっとわからなかったんですけど教えて
ほしいです。全件報告を行うことで適切に対応のところで、関連するかしらないかわから
ないですけど、検証部会って今までから何発も出てると思うんですけど、再発防止策がその
たびに出されていると思うんですが、その過去の再発防止策と、その再発防止策に対する
市の取り組み達成状況、その整理はなされて一応みんなで検討されているのかどうか。
大前提として整理がなされているのかどうか。ていうところです。

で次のページの計画のところの研修とかやっていただくのはいいんですが、それとの関
連でこどもの権利擁護の話で、多分今一番言われてるのが意見表明の話だと思うん
ですけど、こどもに関係することについては、こどもの最善の利益を第一義的に考えないとあか
んよってという話のところがあるのと、同じようにこどもに関係することについては、ちゃ
んとこどもの意見を聞かなあかで、という話が多分、2本パックであるのかなっていう
のが、ちょっと僕の整理なんですけど。もしその整理が市の方でもそうだよという話であ
れば、そのパックの話をパックとして研修のときには毎回ちゃんと伝えてほしいなど。こ

どもの意見をちゃんと聞かないで、あなたのためだからみたいな最善の利益を振り回されても、それはこどもの最善の利益を考慮したことによるならないんだっていう話はいろんなところで言われている話だと思うので、その位置づけもちゃんときちんと研修のところでは言ってほしいなと思っています。

それと、4つ目のこどもの権利に関する理解度の確認は、毎年意見聴取とかのときにやりますよというのと。もう1個上にこどもの権利擁護に関する取り組みの、こどもの認知度はアンケートでやります。となってくると、わかれてるんですけど、こどもの権利が一体どういうものが保障されているのか、どんな権利があるのか、私達に何の権利があるんだっていうところの話は、この確認するときにはもう前提としてずらずらっと一覧表みたいなやつがあるのかどうか。であるとしたら、その話がこどもの認知度の確認ときに、こういう権利があるということがわかってるのかとかいう話も、ちゃんとリンクして確認されているのかどうか。というところが、気になったところです。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

事務局の方いかがでしょうか？

○事務局（久山課長）

最初のお尋ねの、「こどもの権利擁護部会」の件ですけれども。申し立てについては書面だけじゃなくって口頭でのものも、もちろんお聞きして対応する予定です。意見表明等支援事業の意見表明支援員が、権利擁護部会の委員さんのこういうことを伝えたいんだっていうときにサポートに入ってもらうように補助をしていく予定です。あとフィードバックですね。もちろんフィードバックは、こどもにわかる形で、紙だけじゃなくって伝えるということで。事務局がこういう結果だったよということで。本人がここに、部会に来て話すんだってあれば、そこでもお話もわかりますけれども、もう自分はいかないけれども伝えて欲しいっていう場合もあると思いますので、そのときには結果をしっかりとフィードバックするように考えております。

○西村委員

それは書面でも、もらえるんですか。

○事務局（久山課長）

ちょっと想定はしてないんですけど、書面でした方がいいというご意見ですね。

○西村委員

弁護士の的には書面でしたほうが。

○事務局（久山課長）

わかりました。書面に加えてそれを翻訳しながら、こどもの目線に合わせて説明するというのをやりたいと思います。

意見表面等支援事業はNPO法人に委託でやっております。大阪府と堺市も同じ団体に委託しておりまして、NPO法人のアドボカシーセンターOSAKAに委託というかたちです。弁護士の先生はいらっしゃいません。また、分析アドバイザーが検証部会への報告についてですね、その検証部会が頻繁に定例的に開催するかたちではないので、3人の事案分析アドバイザーに日程調整させていただいて、開催して意見をいただいて方向性を確認した後、その内容をもとに検証第1部会に全件の報告をするというかたちになっております。国のガイドラインで、この検証の結果を部会に全件かけるようにということがガイドラインにでましたので、それに合わせるかたちで、これは令和4年度からやっております。そういうかたちで対応しております。

あと、こどもがどんな権利を持っているかということにつきましては、この、こどもの権利ノートの8ページのところに、「こどもの権利条約って何だろう」という7ページ8ページあたりに、こどもの持っている権利について解説しておりまして、意見聴取の際にケースワーカーの方からこの冊子を使って説明をするっていうかたちです。

○事務局（青木課長）

ちょっと追加しますと、意見聴取等措置、施設入所中、里親委託中の子の意見聴取等措置の目的は、その子の自立支援計画の見直しのためです。その自立支援計画、先ほど西村先生おっしゃったように、本人が、どんな権利があるとか、自分がどういうことを福祉、自分の福祉の実現でどうなるんだろうということがわからないのに、意見を聞いて、その上で自立支援計画を立てるっていうのはあり得ないので、なので、権利擁護について1年に1回復習。まあ面接、それ以上に年に何回も行くんですけども。権利について説明するのは必ず年1回。その説明は権利の事を説明すること自体が目的というよりは、その子がその権利を踏まえた上で、自分の意見が言えるようになるための権利についての説明というふうにするよう、それを職員に徹底しております。先ほどおっしゃったように、アンケートと確認体制の整備とのその違いっていうんですが。実はこどもの権利に対する理解度の確認体制の整備というと、大ごとに聞こえるんですが、実はこの意見聴取等措置のこどもに対する権利の説明のときに、単に説明するだけでなく、双方のやり取りでそのことについてどう理解したか、わかったか、どんなお話だと思ったっていうことをちゃんと説明しながら、先に話を進めるようにという、児童相談所として取り組んでいますので、

そのことを理解度の整備ということで表現しております。

○西村委員

ありがとうございました。

2つ目のポツのところ、不服申し立ての制度があるのかどうか。激しく作れと言っているわけじゃないですが、一応、こどもの権利条約とか一般的意見の中には、ここまで含めて意見を聞くということというがあるので、意識してほしいなという趣旨です。

○事務局（松村部長）

端的に、不服申し立ての制度を設けるというかたちは難しいかなと思っていますけど。当然、本人にフィードバックした後ですね、そのこどもさんの反応がどうだったのかというところは、また審議会の方にも返していくというかたちではありますので。そんな風にまた引き継いで審議会の方で取り扱うかどうかとかいうところを検討していけばいいのかなというふうに思っております。

○西村委員

ありがとうございます。

そうすると弁護士も入れてほしいなっていうのは希望ですけど。

意見表明支援のところでもやってもらうのはいいんですけど、そこにパックで入れるのか。そこには入れないけど、多分、法的なこととかが聞きたいという子たちも一定数ちょっと居てるので。そんな子たちの話をちゃんと聞けるルートを確保してほしいなという趣旨です。堺市では一応両方入ってますので。

あと、それともう1点は、検証委員会で出た再発防止策とその達成状況の整理ですけど、やられている？

○事務局（小山課長）

児童支援対策担当課長の小山と申します。

検証部会を出していただいた再発防止策で制限していただいて、内容につきましては、再発防止策を検討して出しているところです。前回、3月に出していただいたものも、今ちょっとずつ進めているところです。その前の分は、その都度その都度、改定をしているところです。

○西村委員

ぜひ、ぼちぼちでいいので、やってください。前も言ったでしょみたいな話が出てくる

ので、そういうことができるだけ少なくなるようにという趣旨です。

あと、研修のところで、最善の利益の意見表明権を確認して、ちゃんと伝えてほしいなという趣旨です。

以上です。ありがとうございました。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

それでは議題1はこの辺で終わって、議題2の方にうつりたいと思います。それでは議題2について事務局のほうから説明をお願いします。

【議事2】

○事務局（久山課長）

「第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」ということで、資料5を使いまして説明いたします。

～資料5に沿って説明～

私からの説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

はいどうもありがとうございました。

ただいま説明がありましたですけども、委員の先生がたいかがでしょうか。

○西村委員

西村です。

支援体制の構築に向けた取組のところで、令和6年度より家事育児訪問支援事業、親子関係形成支援事業も始めたということなんですけど、具体的にはどんな感じでやる事業なんでしょうか。

○事務局（久山課長）

各区で実情に応じていろんな親子関係の難しいケースなどで、学ぶといいますか、ワークショップですとか、各区単位でやっているものになります。全市的にやってるんじゃないくて、各区が予算を使いまして親子関係の関係形成支援事業というのをやっているという状況でございます。

○西村委員

それは訪問してですか。

○事務局（久山課長）

ワークショップなどで来てもらって。

○事務局（寺田課長）

区役所の中で10組ぐらいを対象に、ペアレントトレーニングを中心にやっているという形です。

○西村委員

それはそれで意味があるなと思うんですけど、閉じこもっているところの、にっちもさっちもいかなのが多分現場では一番苦労してはるところだと思うので、そこを訪問型のやつでアタックできないんだろうなと、前からちょっと思っているところなんですけど。

○事務局（久山課長）

そうですね。支援が必要な親子に対しての事業としては、家事育児訪問支援事業で訪問しますの見守りも含めて、家事育児っていう形で入りますけれども、そこで援助が必要かどうかというのを見極めているという形になると思います。

○事務局（松村部長）

この事業につきましては、ご本人からの申請ベースで訪問するのではなくて、区役所の方でちょっと心配だなとかいう家庭をターゲットにして訪問させていただきますので、ある意味心配な家庭に訪問するという形でサービスを提供するっていうところにありながら確認するということでさせていただいております。

○西村委員

なかなか果敢に頑張っておられる呼びかけだと思ってるんですけど。もう一声みたいな感じの話で、せっかく行って門前払いを食らうところを何とかうまく入り込めたのなら、そのところで何か関係性を見つけたら、前からちょっと検討して提案しているのは、その場所で、親子で遊んでしまう。支援員の人のおもちゃとかも持ち込んでいって、「今日はこんなおもちゃを持ってるで」みたいな感じで、「ちょっと遊んでみない？」みたいな感じで。遊び方をそこで教えるとか、何かそんなことが出来ないかなというのをちょっと前から思ってるんですけど。同じ行くのだったら、もうあとはおもちゃ代だけぐらいなので、それほどコストがかからないし、やる気になってやったら案外簡単かもしれないぞと思っているのでぜひ検討していただきたいなと思います。

○事務局（松村部長）

そういうふうにできれば理想的な感じなんですけど。やっぱり行政の方から見てやっぱり一番難しいのは、やっぱり役所の方からの話っていうのはまず扉を開けてくれない。やっぱりその辺すごい大きな課題ですので、何とかして会いたい。顔を合わせてほしい。子どもさんに見せてほしい。そういうのもありますので、こういう訪問事業をさせていただいたところになっております。

○西村委員

その扉を開けてくれないのを、ちょっとおもちゃという飴玉をぶら下げることによって開けてくれるかなということなんですけど。

○梅原委員

梅原です。

地域ですね、扉を開けてくれないとかそういうところは、非常にね、本当にどうしたらいいのかなと思いますけど。そういうご家庭がやっぱり見えないというのが一番だと思いますね。そういう地域でどなたが見える化するのか。そこのマンパワーは全然無いんじゃないかと思ってるんですね。区役所業務の方々もすごく忙しくて。だから、例えば地域の民生児童委員さんとかですね。あるいはちょっと前にあったんですけど、家庭支援員っていう制度があったと思うんですけど、今はもうなくなったみたいですけど。そういう方々を募ってと思いますけど。そういう制度を作ってですね、本当に広い地域を1人とかじゃなくて、本当に身近な地域において、もちろん学校も保育所もそうなんでしょうけど。そういうことを見えるような施策といいますか、そこが一番大事なんじゃないと思うんですよ。扉を開けてくれない、会ってくれないじゃなくて。そもそもそういうところがどれぐらいあるのかということ。そういうこともわかりにくい。わかってないっていうのが現状かなと思うんですけど。そこまでいかないと。事業いろいろあるんですけど、そこに引っかかってくれないというのもあるんで。そのところを細やかにしないといけない気がするんですけど。いかがでしょうか？

○事務局（寺田課長）

大阪市の場合、学校の方でこどもサポートネットという事業をやってまして、全児童対象にアセスメントをして、気づいたところをサポート推進員とかSSWさんが入って各区役所とか連携していくかたちで。その全数のところのアセスメントをしながら対応しているっていうところが、大阪市が独自でやっている事業になってますので。そういったところは、ちょっと全ての答えにはなっていないかもしれないんですけど、全実数的な対象としてのアセスメントをやっているというかたちでござます。

○西村委員

学校のとりくみは、それはそれでいいなと思って聞いていたんです。学校の方は義務教育なので教育の関係から多分やっているんでしょうけど。福祉系のところはどうしても困難家庭をどうこうするとか、虐待を疑っているのではないか、など工夫させながらいくとか。そういう話になるので、どうしても防御的になって入れてくれへんとかよくあって。要対協とかでも安否確認とかできなかつたら、さすがに頑張って何とかせよみたいな感じになるんですけど。結局安否確認できても、またしばらく閉ざされたら見えない。だから困難家庭のところはもうしてるんですっていうんではなくて、装いとして全く別の企画で。全家庭おもちゃを持って歩いてるんですみたいな感じの、違う切り口を装いながら飴玉ぶら下げて訪問する案はどうかというのをちょっと思ってるんです。あと学校と就学前はこっち側が主やと思うんですけど、学校入ってから難儀なところはたくさんあって。学校と福祉系が連携しながらやんなあかんと。要対協は多分そのためにあるのかもしれないですけど。そこの連携はどんな感じでやってるんだろうとか。はい、その連携も意識してやってほしいなという意見です。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

多分、「子育て支援計画」とも非常に密接に関連してくる。だから就学後については、全数学校も含めて。就学前の場合は乳幼児については健診で把握して、検診に来ない人にはそれをフォローして。そしたらその幼児さんのところは、ちょっとあれなんだけれども、そこはもうやっぱり地域の児童委員さんとか、いろいろな地域のサポーターというような感じの人がやって、それを区が集約して区の子育て支援員さんが出掛けていく。おそらくそういうふうな全体的な構造にはなっているんだと思うんですけど。

○伊藤委員

すいませんちょっと3点なんですけど。1つが児童家庭支援センターのことで。よくわかるというか、指導委託をしない理由とかいろいろあるんですけども。そうなってくると、この資料4と合わせて読んでも、なんか児童家庭支援センター何をするんだろうと思ったときに、資料4のところで、児童相談所が4ヶ所あるので児相の補完というよりは、地域のこども家庭支援を推進していく役割が求められてるんだけど。1ヶ所から増えないってというか、別に各地域に増やしていくわけではないよっていうようなところが。ちょっと児家センに何を期待しているのかが見えにくいっていう印象はありました。

2つ目が、この「第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」の中には要対協のことは出てこないのかな？どうなんかな？と言っても、要支援のメニューがたくさん出てきてて、その要支援と要対協のようなケースになるような、要保護のケースって結構

ラダーションかなと思ったりするんですけど。もし補足がここでは出てこないことの何か意味とか理由があれば教えていただきたいというのが2つ目です。

3つ目が、利用者支援事業についてで。子ども家庭支援体制のところ、こちらの資料5には出てこなかったんですけど。資料6のところずっと見ていくと、もう既に利用者支援事業は24区全部各区で実施してるので、もうこのまま量の見込みと確保方策とか特にないと思うんですけど。基本型、特定型、母子保健型ってあって、どの区がどれでやってるっていうか、基本型何ヶ所で母子保健型何ヶ所でみたいなのはちょっと知りたいなと思って。というのも去年からもう別の人に交代してしまったんですけど、ずっとその利用者支援事業の利用者支援専門員のステップアップ研修とか養成研修を担当させてもらっていて。特定型の区の人と、基本型の区の人と、母子保健型の区の人と一緒に研修するんですけども。ステップアップ研修で必須になってる科目がそれぞれ違うので、求められる専門性がそれぞれの型でちがって、それが各区とか大阪市の現状とマッチしてるのかなとか。もうちょっと母子保健型増やした方がいいなとか。ここの区は特定型のままでいいのかとか。何かそういう分析というか、何かありますか。結構、利用者支援専門員さんの研修してたら、うち特定型じゃなくて、基本型にステップアップしたいなみたいなことをおっしゃる専門員さんとか、ちょっといらっしゃったりしたので、ちょっとそれが気になります。

以上です。

○事務局（寺田課長）

利用者支援の関係ですけれども、令和5年度の時点でいきますと。基本型が24区の16ヵ所、特定型が8ヶ所になってますが、この利用者支援事業なんですけど。こども計画、今の現行の計画では、先ほど先生が言ったように、基本型とか特定型とか分けずに利用者支援だけを書かれてる24という形になってまして。次期計画からは特定型、基本型、こども家庭センター型を各々分けるように明記されておりますので、それぞれ明記するんですけど、一応来年度から、まだ見込みですが全部基本形に持っていく感じになりますので、大阪市としては、次の計画から24基本型っていうかたちになります。あと、こども家庭センター型も別であります。こちら先ほどのこども家庭センター24というかたちで、次の計画からは明記していきたいと考えています。

○伊藤委員

ありがとうございます。よくわかりました。

○岡本委員

いいですか。また別の話ですね。

すみません。要対協の話ちょっと出てたんですが。要対協 24 区であるんですが、例えば児童養護施設が呼ばれる区、ある区でも私たち港区は 2 つあります。それから天王寺区なんか 4 つあったりしてて、無い区ももちろんあるんですが。組織というのは区がお決めになるんですか。その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

○事務局（久山課長）

そうですね。メンバーの選定とかいうのは全部区の方で、区長の方で最終決定するという形になってます。

○岡本委員

はい、港区は 2 ヶ所とも呼ばれるんですが、天王寺区は 4 つあるんですが、4 つの施設がみんな無いとおっしゃってたんで。だからそれは区がそういうかたちでお決めになられて。ですから、極端なこと言えば港区は割とそういうのが出てくると。その後どうしていくかっていうのが我々も含めて対応できるんですが、無い区なんかはなかなか難しいんかなとか思ったり。その組織体系によって対処・対応がやはり違うのかなってというのがね、24 区の間でも違うのかなってというのが不思議かなと思って質問させていただきました。

○事務局（久山課長）

必須といいますか、必ず出ていただくメンバーと、それから各関係機関でどこに入ってもらってっていうのを、各区で決めておられるっていうのが状況でして。児童養護施設もそうですし、母子生活支援施設も出ているところと、出ていないところもありますけれども。そこは区の実情で選択できるという形になってます。

○岡本委員

ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

○伊藤委員

児家センの話はいかがですか。

○事務局（久山課長）

児家センの期待する役割っていうのは、この中身で見えにくいついていうことをおっしゃる通りだと思うんですけども。こども家庭センターも各区に新しくできて、いろいろ児童養護施設等の機能強化ですとか、いろいろ状況が変わってきていく中で、児家センを増やすとも、減らすといいますか廃止するとも、ちょっと決めかねてる状況で、今後の状況を

見ながらもう一度検討するっていうことを、今回は書かせていただいています。

○部会長（前橋委員）

はい。それでは議題2についてはこの辺で終了ということで。続いて議題3の方に移りたいと思います。

議題3のほうの説明をお願いします。

【議事3】

○事務局（久山課長）

「第4章 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組」ということで。資料7をご覧ください。

～資料7に沿って説明～

説明は以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。議題3について説明がありましたけども、各委員さんいかがでしょうか。

○黒井委員

黒井です。よろしくお願いします。

支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組ということ。妊産婦というか、支援事業の整備すべき見込みに量に関して、実情を踏まえて必要数を検討というふうになったのがちょっとホットしております。数は全然足りてないなと思っておりまして、実際、うちは今事業させていただいてる訳ではないので、本当にきっちりとした数字っていうのはわからないですけども。やっぱり今、産前産後の母子支援事業されている施設さんからのお話を伺ったり、そこ経由で母子生活支援施設に入所されている数がすごく増えている状況を見ると、本当にまだまだ足りないし、ケアすべき方がこぼれているなというふうに実情がありますので、ここを見て少しほっとしているのと、地域の繋がりにくい家庭っていうのは、やっぱり若いお母さんとか、いろいろ拠点を転々とされている方が妊娠された場合に繋がりにくいところがあると思うので、そこをどう一歩繋がっていくかっていうところは、しっかりこういった事業があることが周知されていくことも必要ですし、何か仕掛けがいるのかなっていうふうに思ったりしてて、ぜひその辺はお手伝いしたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございます。一応ご意見というようなことで、よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。それでは議題3については、この辺で終了ということで、続いて、議題4のほうに移りたいと思います。

議題4について、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」ということで、事務局のほうからの説明をお願いします。

【議事4】

○事務局（久山課長）

資料9をご覧ください。

～資料9に沿って説明～

説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。委員の先生方いかがでしょうか

○伊藤委員

伊藤です。

まず1つ目がですね、社会的養護自立支援拠点事業が現状1ヶ所。大阪児童福祉事業協会で今後も1ヶ所っていうことなんでけれども。ずっと選択肢が1つってというのはどうなのかなって。利用者というかケアリーバの人たちにとってというのが気になっていて。アンケートだったりインタビューだったりとかで、ここの評判というか、ここだけで本当にいいのかどうかの検証をされたうえで、1ヶ所でいくっていうことなのかどうかをお聞かせいただきたいっていうのが1つ。

2つ目が児童自立生活援助事業の実施箇所数で。Ⅰ型の自立援助ホームが6ヶ所。これだけ継続でⅡ型とⅢ型はちょっとずつ増やす。Ⅱ型は1個増やしてⅢ型は3つ増やすみたいな計画っていうか、ちょっと増やす感じなんですけど。Ⅰ型が今6ヶ所ありますけど充足率はどうなんだろうかっていうようなところ。6ヶ所とも結構フルに活躍機能しているのか。そうでもないのか。そうでなかったらどんなふうに改善していかなければいけないのか。このペースで大丈夫なのかとかですね、ちょっとその辺りの見解を教えていただけたらと思います。以上です。

○事務局（久山課長）

アフターケア事業部に委託して拠点事業をやっておりますが、アンケート等をとったわけではございません。ただ、新たにこの拠点事業のメニューをやっていただけるようなところが、現状、無いのではないかとということで、大阪府・堺市と協議しながらここに継続という形でやっております。今後、引き続き大阪府・堺市で施設も入ったかたちで、自立支援のあり方検討は、ワーキングをやっていくというふうになっておりますので、その中でももう少し進捗を見ながら検討する項目と考えております。

○伊藤委員

ここのアフターケア事業部にハマれなかった人とか、ハマれない人もいるのではないかなということをちょっと気にして。やっぱりセーフティネットというか、受け皿がいくつもあった方がいいと思いますし。やっぱりそれぞれの児童養護施設が、自分とこの出身者がどんなふうに支援を受けながらやっているのかっていうことをね、それぞれつかんでいるところもあると思うので。ちょっと施設とも相談しながらすすめてもらいたいなと思いました。

○事務局（久山課長）

アフターケアっていう部分では、何か急に新しいところに行ってもなかなか繋がらないっていうところもあって。やっぱり出身の施設に相談に行くっていうのが一番あるようですので、新たなところが必要というふうに思いますが、どこに繋いでいったらいいのかっていうところもちょっと決めかねてるというか、検討項目かなと思います。今後も引き続きと思っており検討していきたいと思います。

あとⅠ型の充足率ですね。充足率について数的には充足はしてないです。100%入ってるわけではなくって、余ってると言いますか。定員までは入ってないというような状況なんですけれども。この事業が第Ⅱ種ということで、事業を申請に基づいてやっていくというかたちなので、必要数を決めて減らしたり増やしたりということではなくって。事業者があって申請を受けて、審査といいますか、内容を確認して認めるというか、認定ではないんですけれども、事業開始していただくというかたちなので。なかなかコントロールといいますか、増やしたり減らしたりっていうのはできない事業にはなっています。ただ、今年に入ってからすごく自立援助ホームをやりたいんだっていう問い合わせが数多くありますので。そういう問い合わせがあったときには、実は全然って言いますか、そんないっぱい定員まで行ってないという状況も説明しながら、そしてまた支援も非常に難しいということで、自立援助ホームをしたいというところに対して説明をしているような状況です。

○伊藤委員

はいありがとうございます。

高齢児のね、支援の難しさみたいなのところもあると思うんですが。さっきの社会的養護の自立支援拠点事業もプロポーザルしてみたらどうなのかなっていうのはちょっと思ったりしました。自立援助ホームもプロポーザルでもうちちょっと増やしたいなと思ったら、大阪市さんとして広報してプロポーザルを募集したりしますよね。なので、そういうふうに自立援助ホームやりたいっていう問い合わせが多いってことは、そういったところに問題意識を持っている法人さんとか、活動家の方が一定数いらっしゃるってことだと思うんで、社会的養護自立支援拠点事業っていうのもありますよというか、これやりませんかという、もしそういうのを募集かけたら出てくるのかもしれないなと思ったりしました。ニーズがないわけではないと思うので。さっきも言いましたけど、やっぱり選択肢が1つしかないっていうのがちょっとしんどいかなと思ったりしていますので、ぜひご検討いただけたらと思いました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○岡本委員

退所児童の自立支援の方のお話をいただいてまして。私達も今年から定款を変えてその制度をさせていただきました。ただ、今年度は途中からっていうことで2名の管理者とそれから1名の職員っていう形で自立支援できるんですが、今年は私が兼任できたんですが、来年からそれがもうできないと。管理者と職員1名ずつということなんです。みなさんご存知のようにやっぱり職員が集まらないんですよ。もし1人でも2人でも、そこ途中退職とかになると、やはり措置の児童の方を主体になっちゃったりしますんで。今ちょっと伊藤先生と逆の話にもなっちゃうんですが、なかなかやっぱり新しい事業をしていく上においては、人を集めていく、今の金額でプロポーザルでもどれだけはっきりそれぐらいの金額が事業として成り立つ金額なのかっていうのは、ちょっとなかなか難しいかなと思います。おかげさまでこの自立に関しましては、本当に今までは一切ありませんでしたので。そういうところでは、5年前に東京で若草寮というところでは、今のこの制度があれば、多分貴重な命が失われへんかったんちゃうかなと私は推測をしているんですけど。ただかたちとして縛りがあり、1名1名確実に入れてくださいっていうこと。来年以降なんですけど、なかなかそれがそうするとね、職員がいらない場合は資金がストップするっていうことを聞いてますので。これは事務から聞いてますんで。その辺何とか猶予っていうたらおかしいですけども。方法を。来年は仕方がないにしても、なかなか人が集まらないっていう現状で。この事業と措置事業のどちらが大事だといえ、措置のお子さんを主体に

どうしても考えてます。考えなきゃいけないので。その辺のところはまだちょっと猶予ありながら、大阪市独自でも結構ですんで、考えをもし検討していただければありがたいと思います。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい。どうもありがとうございます。

今、制度の中でもう少し充実をしていただいたら、もう少しやりやすくなるかもしれないというようなお話だったと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。市としては、どんな感じですかね。

○事務局（大塚課長代理）

すいません、今、岡本先生お話ありましたのは、自立生活援助事業のⅡ型ですね。これを今年度から各施設のほうで、もう20歳を超えるこどもさんがこのまま支援が必要だというケースに、施設に居ながら支援を継続するということで。Ⅱ型が増えてきているというお話で。そちらについては数の見込みでは、今17、18のこどもさんがどこの施設に何人いてるのかということと。今この事業を利用されている実績を加味しながら、11年度にはこのくらいの数になるかなという見込みを出させていただいているところです。先生がおっしゃっているように、職員を専任で配置しないといけないいう形になってますので、職員の確保というのが、けっこう施設も大変だということもあるんですけども。今年、20歳を超えて支援が必要なこどもさんが、その時期にどれだけいてるのかということもありますので。この事業を活用されてますけれども、こどもさんがいなくなったときには、一旦この事業を休止して、必要なときにまた再開できるような、そういった弾力的な運用が必要かなというふうに考えています。ただ、施設の職員の配置については、今後いろいろ検討が必要なんかなと考えていたところです。

伊藤先生からご意見ありました拠点事業の方については、今のところ1ヶ所。今後どれだけニーズが出てくるのか、実態把握の内容も踏まえて、本当は必要かなと考えているんですが、今のところはまだ1ヶ所継続してやっていくということで。必要量がそれ以上にでてきているのかということもまだ見えていない状況ですので、ここはまた今後検討していきたいと考えています。

○部会長（前橋委員）

はいどうもありがとうございました。

それではこの議題4についてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは議題5について、事務局のほうから説明をお願いします。

【議事5】

○事務局（久山課長）

資料11をご覧ください。

～資料11に沿って説明～

説明は以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

先生方いかがでしょうか。

○伊藤委員

小規模グループケアを行っている施設が6ヶ所中2ヶ所ということで。今後の取り組み方針のところには特に何ヶ所増やすとか、今までだったら目標値みたいなのがあったと思うんですけど。今回それは示されていないのは何か理由があるのかなっていうのが1つと。あとこれは質問じゃなくて感想というか意見みたいなもんなんですけれども。今回の国から示されたその策定要領の中では、障がい児施設についてはユニット化してるかどうかというところだけだったんですけど、本来だったら今日の議題1のところの、こどもの権利擁護のところ、障がいのある子の声をどうやって聞いていくのとか、障がいのある子の意見表明の権利擁護、意見表明権の保障みたいなところを、大阪市としてどんなふうにやっていくのっていうところも、本当はここで触れたいというか盛り込みたいところだなというのは思ったりしたんですけど。今回、国から求められてないのでこれでいいかなと思うんですが、ちょっとあのコメントとして残しておきたいと思います。

以上です。

○事務局（安田課長代理）

福祉局障がい支援課長代理の安田と申します。

ご意見ありがとうございます。

1点目のご意見でございます、6ヶ所中2ヶ所について、今後の動向といったところでございますが、内部でも検討し、今回の見直しの計画が令和11年度までなので、目標値をどう置くべきかというところも正直悩んだところでありました。一方でこの障がい児入

所施設というのは、児童養護施設と性質が違うといえますか、市内には福祉型障がい児入所施設が6ヵ所あるのですけれども、いわゆる箱、一つの大きな従来の建物でして、市内6ヵ所あるうち一部2ヵ所は築50年以上経過して、建て替えが2ヵ所進んでいるところでございます。建て替えの計画の状況を見ますと、2施設のうち1施設はいわゆるユニット化のレイアウトになっているかと思っています。もう一方の施設につきまして、おそらく国の方向性としても、できる限りというところもありながらなのかもしれませんが、大阪市内の土地の要件というところもありまして、そういうグループ単位のユニット化に当たっては、やはり広い土地を確保できないといった事情もございまして、そこまで今回はできなかったというところであり、一定工事の設計まで進んでいます。各施設の状況、入所されている児童の状況に応じたところがありましたので、目標の設定は正直難しいのかなということで、今回設定はあえて見送りをさせていただきました。ただ一方で、国の掲げている方向性もございまして、ハード面をやはり改装していく必要性もありますので、一定そういった各施設側の状況をしっかり把握する必要があり、今日まさにこの会議の前に障がい児施設の方とお話をしていたのですけれども、入所施設の方としっかり意見交換をしながら、小規模グループケアというのが大事というところのご意見もいただいておりますので、今後、各施設の状況、実態把握というところも進めながら、取組を進めてまいりたいと考えております。一方でやはり小規模化することで、ソフト面の人員配置が必要になりますので、その辺がしっかり手当てされるよう、国に対しては働きかけてまいりたいと考えております。

○事務局（久山課長）

2章の権利擁護のところですね。意見表明等支援事業で、意見を言いたいときに話を聞いてほしいということが、障がい児施設に措置されているお子さんについても、あれば意見表明等支援員と一緒にいって対応をするっていう形でやっていきたいと思ってまして、そこは文章の中でも表現しようと思っています。

○伊藤委員

はい、ありがとうございます。

知的に障がいのあるお子さんとかって、自分でもっと綺麗にしてほしいとか、もっとこうしてほしいとか言えないですし、意見があるっていうことも、なかなか発達とかと難しかったりとか。あと言葉とか文章だけではなかなか表明しきれないところがあるので、その意見の聞き方の工夫ですね。言葉とか文章、口頭とか文章でも難しい場合ね、態度であったり絵で書くとか、いろんなことがあろうかと思うので、何かその聞き方を工夫しながらというところと。あとそのハード面の改善にしても、やっぱり自分たちで言えないところがあるので、率先優先的にしてあげてもいいぐらいの感じかなと思ったりするので、ご検討よろしくをお願いします。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

そうですね。障がい児施設についても、意見表明については本文のところにもう少し書き込むということができれば少し書き込んでほしい。それとユニット化については、施設に働きかけるというふうなことなんですけど。もう少し何か意向調査を何とかですね、何か検討するというような働きかけなど、どういう形かわからないですが。施設に働きかけます、国に要望しますという形になってしまっているのもう少し何か今後に向けて見えてくるほうがいいのかというような気がちょっとしました。

他いかがでしょうか。

○福田委員

失礼します。

この利用している子どもたちのうちどれぐらいの割合が措置入所なのかわかれば教えてほしいなと思います。さらに言うと、措置入所のこども達のうち、家庭に帰ることが無かったりとか。もっと言うとその生物学的な親と接触のないこども達がどれぐらいいるか把握しているかを教えていただけますでしょうか。

○事務局（安田課長代理）

はい、福祉局障がい支援課長代理の安田でございます。

現在、4月1日時点の入所状況ですけども、208人いますが、少しお待ちください。

○福田委員

ずばり数字じゃなくても、割合くらいでも大丈夫ですけど。

○事務局（青木課長）

先に措置児童の状況について説明させていただきます。

措置児童は児童相談所からの措置になりますが、措置する児童というのは措置にする理由がありまして。契約ではなく措置を選ぶ理由として、虐待ですとか保護者の方が契約できないという状況であることが前提になりますので、措置の児童については18歳到達までに家庭引き取りになるこどもは大変少ないです。だいたい家庭状況がしんどい状態で入っておられるので、およそ地域移行といえますか、成人の資源を使って地域移行をされるかたが多いです。

○事務局（安田課長代理）

お待たせしました。

208 人のうち 9 割、189 人ですけれど、9 割が措置。虐待等による措置でございます。一方で市内の入所施設でございますけれども、市外からの措置というのも一定数ございまして、市外の契約も合わせてですけれども、3 割弱は市外からの措置などの児童が含まれております。

以上でございます。

○福田委員

はい、ありがとうございました。

考えていたよりも割合高いなという印象を持ちました。ありがとうございます。先ほどのお話の中でいくと、大阪市の事情からいくとハード面をより家庭的な環境にしていくというのがなかなか難しいんだというふうな状況があるとお伺いたしました。そういった意味からいくと、措置をされていてなかなか家に帰ることが出来ないこども達に、どういう形でより家庭的な環境を提供するのかっていうことを考えていくことが必要なんだろうなと思ってまして。例えば週末里親を利用するとか、そういうより家庭的な環境下で生活するチャンスっていうものが、このこどもたちにあるのかどうか教えていただければと思います。

○事務局（青木課長）

週末里親の利用はほとんど無いと思われま。障がいの特性上、一般家庭でボランティアさんをお願いするというのが難しいということを、私達も含んでる部分もあるんですけど、ほとんど無いと思います。

○福田委員

はい、ありがとうございます。

多分そこへの努力というものが一定いるんだろうなと思ってまして。全て諦めてしまうということではなくて、その子に今必要なものが何なのかっていうことをしっかりと検討して、措置権者はケアを提供していく必要があるんだろうなと思いますので。ぜひそこをですね、何か他の自治体ではそういったことがあるというふうなことも聞いておりました。ある意味、本人が家行きたいとかって、やっぱり言えない子もいると思いますので、それは支援する側がどれだけそこに力を割けるかっていうところと、かなり関わってくるんだと思うんですね。先ほどの話で言うと、児童相談所 4 ヶ所になってかなりきめ細かくできますよという話でしたので。ぜひこの辺にもですね、きめ細やかさっていうものを届

けていただけるといいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。では議題5についてはこのぐらいにさせていただいて。次、その他の（1）ですね。「里親等委託率の設定について」のところについて説明をお願いします。

【議事 その他（1）】

○事務局（久山課長・青木課長）

資料13をご覧ください。

～資料13に沿って説明～

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

委託率の設定と啓発、広報の部分だったと思います。委託率のところについては、基本的には前値で策定した委託率の考え方を踏襲して、というふうなかたちになると思うんですが。非常に悩ましい、国との関係でいえば悩ましい部分があると思うんですけども。いかがでしょうか。

○伊藤委員

委託率の数字については、もう特に、いろいろ計算されて出されたものなのだと思うんですが。今後の取り組みの中で普及啓発とか新たな取り組みってということで、これから里親になってくれそうな人へのアプローチとか、里親制度とかに対する理解を深めていくようなアプローチがたくさんあるんですが。やっぱりその、関係者間の理解を深めたり、専門性を上げるとか。例えば、未委託の里親さんのトレーニングをどうしていくのというようなところとか。今里親をしている人のレベルアップであるとか。ファミリーホームに対する職員さんの被措置児童等虐待の防止予防に向けた専門性アップのための研修であったりとか。今里親をしている人とか、里親支援をしている人のレベルアップ、スキルアップみたいなところも大事なかなと思うので、そういったところもぜひ入れていただけたらと思いました。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

○福田委員

すいません。この資料見させていただくと、数字を上げていくために何人のこどもを委託する必要があるのかっていうのはわかるんですけども。この現在想定している里親委託率を達成するために、この普及啓発をすることによって具体的にどれくらいの里親希望者というか養育里親の希望者っていうものが必要だと思いますけれども、それをどの程度だというふうに見込んでおられるか教えてもらえればと思います。

○事務局（青木課長）

これを逆算していくと、今、普及啓発を広く行った後に里親相談会っていう、実際には一対一で、支援機関が今やっているとところに説明を受けに来ていただいて。さらに里親の申し込みをされて里親審査部会まで至るケースっていうことを考えていくと。そこから逆算していくと相当数の方に里親相談会に来ていただかないといけないということになりますので、里親相談会に来て「自分やりたいんだけどこういうふうでも出来ますか？」とか「こういう家庭状況だけど、どういう貢献のしかたができますか？」ということに足を運んでいただくためには、たくさんの方の目に触れたり、地域に入り込んで普及啓発の活動することが大変大切だということで逆算して考えておりますが。実際にこれだけの里親さん増やしていこうと思うと、今里親相談会が実際には待ちの姿勢で商業施設などにブースを置いて来られる方を待っている状況で、里親相談会は実施しても毎回2人や3人しか来ませんでしたみたいなのが、それを10人とか来ていただけるような数にしていかないと、実際には達成が難しいのかと思いますので、その辺の危機感を里親支援機関に共有して、具体的に毎回今回の相談会ではどれくらいを呼べるようにしようというようなことを、逐一目標を立てながらやっていくことが必要だと思っています。

○福田委員

つまり、今は無いということですね。

○事務局（青木課長）

今は、数は試算しています。どれくらいの数でいかないと達成できないという頭はあります。

○福田委員

ありがとうございます。多分そこがとても重要で、里親委託率を伸ばしているところ

は、やっぱりそこから逆算して委託数を計算してるという風に聞いてますので。単に里親等が急激に増加するリスクを上げるよりも、どうやったら上がっていくんだろうか、そのためには当然養育里親の登録が必要だと思うんですけども、その計算をしっかりと出さないと、子どもが何人いますよっていうだけでは、里親委託は多分増えないだろうなというふうに思いました。なので、新たな取り組みも、これらの取り組みで具体的にどういったタイプの里親さんを増やそうとしているのかっていうところのイメージを一致させないと、他の自治体の養子縁組希望里親ばかり増えるんですけどどうでしょうみたいな、そういう話もあるんですよね。多分それは、この計画が意図するところではないわけであって、そこらの精緻な準備をしないことには、多分ここ数年の感じでいくとちょっとずつしか伸びていかないというですね、数字にしかならざるを得ないんだらうなと思うんですね。なので、そのリスクを大きく書くというよりも、どうやったら増やしていくのか、具体的にどれくらい増やそうしてるのかっていうところを書いた方がいいんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○西村委員

西村です。

ちょっと視点が違う、切り口が違うかもしれないんですけど。こんな感じがほしいなというところからなんです。例えば里親さんたちの中で、何か企画物をね、ハイキングであったりとか、釣りだったりとか、動物とのふれあいだったりとか。切り口はいろんな切り口が多分あると思うんですけど。その企画をちょっとなんかやってもらって。その後、参加した人と交流会みたいなのをやる。そのようなことを重ねていったら、同じような趣味を持っている子どもと里親さんが仲良くなったりとかできてくるので。例えば、しんどいときに、「ちょっと一泊あそこの家庭のところ泊まろうか」というような話も可能になってくる。その時に市としては、そういうパターンで行ったときには、何かちょっと費用出ますよとか、何かつけてあげると、またそこも回りだすのかなとか。里親だけがその企画をやるんじゃなくて、里親候補になる人も、里親で里子がない人も、一緒にその企画の中に入っていくことで、そこに来てる子どもさんの方と、まだ委託されるわけじゃないけど一緒に遊んだりとかすると、どんな関わりがあるかという、その候補者の方も経験になったりとか。候補になる手前の人も「そんな企画やってますから、何か一緒に支援的なところに入りませんか」というような呼びかけをしたら、その広がりも多分持ってきて、抽象的に里親ってこんな感じという理解をするよりは、具体的に楽しい企画で遊んだ

りとか、交流したりすることによって理解を深めるやつの方が、実際のこどもにとってもメリットがあるし、結果的に理解の広がりにも繋がるんじゃないかと。そんなことを思っているんで、何か企画も考えてほしいなと思います。

○福田委員

企画物の話で言うと、西村先生の意見の反対を言うようなかたちなんですけど。やっぱりこの手の、例えば周知をしていくことについては、別途専門性があるんだろうなと思っています。なので、こどもの福祉とかに関係してる人たちが一生懸命考えてどうしようっていうところに、そもそも限界が無いかっていうところを待たないと。多分、商品開発とか、何か物を売る人たちがどうやって市民に知らしめていくのかっていうのって、多分、相当お金かけてると思うんですよ。なので、先生の意見を否定してるわけでもなく、それはそれでおもしろいなと思うんですけど。多分、福祉関係者だけで取り組みを考えることに限界っていうのがあるんじゃないかっていう視点を持たないと。関係者は多分めっちゃやってるはずなんですよ。でも、1日ショッピングセンターに居て2件。どうだ。みたいなところをどうしたらいいんだろうかみたいなところは別途検討してもらふ必要があつて。新たな取り組みは全然違う視点からどうやったら里親のイメージって変わるんだろうとか、どうやったら里親に興味を持ってもらえるのかっていうのはと思ってます。

すいません。以上です。

○梅原委員

以前、福田先生おっしゃったようなこと、私も前々からちょっと言っていたと思うんですけど。周知の仕方とか訴え方っていうのは、やっぱり専門化に委ねるといえるか、任すっていうところはね、大きいと思うんですよ。本当に我々も身近なところから声掛けしたりとか、実際に里親をやっているところを見ていただいたりとか。そういう中で聞こえてくるのは、我が子を育てるのも大変なのにというところが出てくるんですね。だからそこをどう訴えていくのか。訴え方っていうのはすごく大事なことで。例えば、前も例に出しましたが、ポスター1つでもですね、やっぱりこれをどう訴えるのかということが、専門家が作るのと素人が作るのと全然違うと思うんですよ。そういうこと、ちょっと今までのお話きいて、福田先生は今そういう話ですよ。ぜひそこは本当に考えないといけなんじゃないかなと、考えてほしいなと強く思っています。

○伊藤委員

餅は餅屋じゃないですけども。ちょっとずれるかもしれませんが。

私あるNPOの理事長とかをしてるんですけども。寄附チラシをずっと同じ広告会社に頼んでいたけど、いまいち寄付が伸びなくて、ちょっと評判の良い広告会社に寄付チラシ

を作ってもらって、それだけで寄付金額が2.5倍増えたんですよ。それはデザインの仕方とか、文字の大きさとか、何かここからもすぐ振り込めるとか、いろんな多分仕掛けがあってそうだったんだろうなっていうことがあったりとか。何年か前か忘れたんですけど、大阪府が「育み動画コンペ」といって、里親のコマーシャルを作る、作ってくれる人募集みたいな感じでやって、すごい200本以上の動画が集まったんですよ。私も審査員さしてもらって、映画監督の人も来て映像の人も来て。それで何かどんな効果があったかっていうと。それまで里親にも福祉にも何も興味なかった映画会社の人たちとか、映画の専門学校の人たちとか、何かそういう人たちが何かこぞってCMを作って送ってきたと。けっこうその、養子縁組と里親と混同してるなとか、なんか細かいところを言ったらきりがないんだけど。でも映像としては美しかったりとか、映像としてはものすごくインパクトがあったりとか、1分とか30秒の中にいろんなメッセージ性があったりとか、何かこれは使えるねっていうのがやっぱり何本かあって。フォスタリングをやってるようなNPOが、自分とこの宣伝の動画に使って、上手いこと成果を上げていくみたいなのところに繋がってたりするので。そういった意味での民間機関との連携であったりとか、啓発とか広報していくときに、ずっと同じメンバーだけで考えて、福祉の関係者だけじゃなくていろんな人を巻き込んでいくと、そういった効果もあるのかなというふうに、ちょっと今話を聞いて思ったの発言しました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。面白い話だったと思います。

○西村委員

弁護士会でも広報紙作って、広報をやっているんです。さっきおっしゃっておられたように出し方とか、文字をどうすんねんとか、見せ方の話になって、それだけでかなり変わるというのはもう全くその通りかなと思っています。そういった意味では見せ方の話は専門家のアドバイスを得るっていうのはとてもいいことで。もう一方で、それは所詮見せ方なんです。現状の話の里親の面白さとかっていう話を、見せ方はそれでいいけど、実際、ほんまにどこが面白いのかっていう話は、それはもう中身の話で。これ多分両輪だと思うんです。ここはやっぱり意見が割れ、弁護士会の中でも意見が割れ。広報がやって客つかんだらいいみたいな話の広報のほうをやってる方は、もうそんなばっかりで炎上商法的なことをやったりとかいろいろやられるから、人権感覚ないのかみたいな話が問題になるんですけど。一面じゃなしに、僕は両方いると思っています。古典的な人たちは、この中身の話の磨くことが大好きな人たちばかりなわけで。そっちの話はすぐやるんだけど、広報は全くやらへんから客が来ないみたいな。そういうシンポジウムとかやるとそんな現象が起きるんですけど、両方いるのかなというふうに思っている。現状、営業の方

の広報が多分あんまりやれてないのでこんな指摘があると思ってるんですけど。今まで通り中身の話もどんどん磨いてもらうとともに、こっちの広報の話で意識を持ってもらうと、とてもいいかなと思いました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

ちょっとここで事務局のほうに、いろんな意見が出てるんですけど、どうですか。

○事務局（青木課長）

参考にさせていただきます。

私達の方もやはり、専門家に相談しないと駄目だよねっていう話が出ています。自分たちが考えてることでは限界があるだろうということで。これも予算もいることなので、今年度は、何かどこかがやってる研修、国がやってる研修とかに何かあったら行こうとか、他の自治体に行ってちょっと聞いてこようとか、何かちょっと違う目線でいろいろやらなきゃいけないのかなというのがありまして。私達にはあまり普段縁が無い民間企業のマーケティングみたいなやつも資料読んだりとか、何かそれらしいことをやってるんですが。やはり伊藤先生おっしゃるように、本当に専門家にお願いするだけでそんな効果的なことがありえるのであれば、そういうことも検討しなきゃいけないのかなというのは、普段から思ってたんですが、今日改めてご意見いただいて強く感じました。

ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

それと、先ほどもありました。リスクっていうところから入っていくというのではなくて、やっぱり必要性というかそちらの方から入っていくというような。資料としては、そういうふうなことが結果になったのかなと、そういう感想を持ちました。

いかがでしょうか。とりあえず一旦ここで切らしていただいて。次は「こどもへのアンケート調査結果」ですね。そちらのほう説明をお願いします。

【議事 その他（２）】

○事務局（久山課長）

資料 14 をご覧ください。

～資料 14 に沿って説明～

以上です。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。

今説明がありましたけども、いかがでしょうか。

現在、分析中ということで。施設の方はかなりの回収率だなというふうに思います。だ
いぶ協力いただいたということですね。退所後のこどもの方がちょっと低いなという印象
です。

あと、今までの全体通してどうしてもちょっとこれ言い忘れたとか、そういうことも含
めていかがでしょうか。それぞれ聞くといくらでも言うという人が結構いてるんですが、
二井委員はいかがですか。今の全体通しても意見でも、感想等も含めて。

○二井委員

特に質問は無いんですけど、やっぱり施設退所後のアフターケアやリビングケア。リビ
ングケアというか、自分が施設を退所するときにはそこまで充実はしていなかったの
で。今こういうふうに関係する事業が作られていて、こどもたちが施設を出たときに急に 1 人
になっても困らない。必要な制度がたくさん作られてることがすごいありがたいことだ
なと思っています。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

あれですね、権利ノートの高齢児用の資料編なんか、本当にわかりやすいなという
ような印象でした。

いかがでしょうか。

○伊藤委員

2 つなんですけど。1 つが産前産後のところで。先ほどね広報の話も出たので、ちょっ
と言おうかどうか迷ってやめたところがあったんですけど。産前産後の支援こんな
ふうに行っていますって今後の取り組みとかそういう目標があるんですけども。やっぱ
り支援が届かない妊婦さんに、こういう支援があるっていうことを知らなくて、いろん

困難になってしまっている妊産婦さんも少なくないのかなと思ったので。やっぱりこの産前産後の第4章のところでもやっぱり、どうやって広報していくのかとか、こういう支援を知らない人たちにこういう支援をしてるっていう情報を届けていくのかっていうところも大事なかなというふうに思いました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

○西村委員

ちょっと一点だけ。最近社会的養護の経験した子と意見交換したことがあって。そのときに、その子が自立した支援計画の作成のときに、自分も呼ばれて意見聞かれたりとかいうことをやってるという話があって、「それはもうめっちゃいいな、そんなふうにやってくれることもあるんや」という話をすると。実はその子は良いという感想をあまり持っていなくて、「そういうふうなところに呼ばれても、意見なんか言えるわけないやん」って。そうすると「何で意見が言えるわけ無いん」て聞いたら、「それは、ずらっと大人がたくさん並んで私1人だけで、そんなたくさんの大人の前で今から意見を言えといわれても、何が言えるねん」みたいな感じのこと言って、「それはどんなふうにしたら言えるようになるんやろう」と聞いたら、やっぱりそれは、「誰か自分がちょっと信用できるような人、応援してくれそうな立ち位置におるような人が横におったら何とか意見が言える」っていうような話をしてくれたので。言われてみればそれはそうだなと。子どもから意見を聞くときには、支援員とかの人も入ってくれるとは思いますが。支援員の人もその子に言わせりゃいきなり来た支援員が味方だとか急に言われても、それは一緒じゃんみたいな感じの話を言ってたので。その子が例にあげたのは施設の先生、信頼できる先生っていうのは、例にあげてたんですけれど。そういう人がおったら話がしやすいとか、一回、居てもらってもいいんやでとか言って、押し付けられるんじゃないくて、その子がこの人が近くに居てくれたら言いやすいなという感じで、子どもが選べるというような何かシステムを考えてほしいなとそのとき思ったので、ちょっと情報提供です。

以上です。

○岡本委員

第1章のところのアドボケイトとアドボカシーのところで。他府県のところの情報もちょっと入りまして。他府県のところで、あるところなんかはやっぱりアドボケイトは来ると。基本的に平日。クラブを休まなあかんとか、バイトを休まなあかんとかっていうのもあるんで。やっぱりまずこども主体で考えるなら、やはりこどもが時間を取ってもらって来るっていうところ。それからこれもある県なんですけど、基本的に施設のお子さんが

「来られても何も話することない」と、そうすると「何かあるでしょう例えば施設の先生とか」って誘導されると、そうするとワーストと出てくるというようなところが。これは会議などでも言わせていただいている。まだ始まってなくてこれから始まるんですが。このようなことが無いような形でお願いしたいなとずっとお伝えしてます。これ他府県の悪い事例というかあまりよくない事例の話をちょっとさせていただきました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。

それではこの辺で今日の部会は終了としたいと思います。

みなさんどうもありがとうございました。

○事務局（大塚課長代理）

前橋部会長どうもありがとうございました。

本日は委員の皆様にはお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、次回の部会で検討修正内容をお示しさせていただきます。

また、次回の部会では計画の素案ということで、これまでご議論いただいた項目も合わせて、修正案をお示しさせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして令和6年度第3回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を閉会いたします。

ご出席の皆様、誠にありがとうございました。